

議 事 録

会 議 名	寒川町国民健康保険運営協議会第5回会議		
日 時	平成22年2月18日(木) 午後2時から午後4時45分	開催形態	公開
場 所	町民センター談話室		
出 席 者	<p>委 員：黒沢会長、早乙女副会長、村田委員、竹田委員、小菅委員、三上委員</p> <p>事務局：菊川部長、佐々木課長、福岡主幹、西ヶ谷主査 井上主事</p> <p>(欠席者：鳴海委員・榊原委員・禹委員)</p> <p>傍聴者：2名</p>		
議 題	<p>1 平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について</p> <p>2 国民健康保条例の一部改正(案)について</p> <p>3 平成22年度国民健康保険特別会計予算(案)について</p> <p>4 国民健康保険料の不納欠損処分について</p> <p>5 その他</p>		
決定事項	<p>1 平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について(了承)</p> <p>2 国民健康保条例の一部改正(案)について(了承)</p> <p>3 平成22年度国民健康保険特別会計予算(案)について(了承)</p> <p>4 国民健康保険料の不納欠損処分について(了承)</p>		
議 事	<p>会長：これより平成21年度第5回国民健康保険運営協議会を始めます。 傍聴希望者が2名いますが、許可してよろしいですか。</p> <p>委員：異議なし</p> <p>会長：次第に沿って始めます。 一点目の「平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について」説明をお願いします。</p> <p>事務局：〈資料1により説明〉 今回の補正は、基金積立金利息の追加補正です。</p> <p>会長：質問はありますか。 議題1は了承されました。次の議題にうつります。</p> <p>事務局：〈国民健康保条例の一部改正(案)について 資料2により説明〉</p>		

地方税法の改正により、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う条文の整備です。

保険料限度額の引き上げ、応能応益割合にかかわらず、7. 5. 2 割軽減を可能とする、非自発的失業者の保険料軽減の3点につきましては、22年4月開始予定ですが、詳細が決定していないため今回の条例改正には上程しておりません。

会長：質問がありましたらどうぞ

委員：附則が本則になったということですが、その内容を詳しく説明してください。

事務局：附則8条から13条で、8条は土地の譲渡等に係る事業所得、9条は長期譲渡所得、10条は株式等の譲渡所得11条先物取引に係る雑所得、12条条約適用利子所得、13条が条約適用配当になります。

委員：長期譲渡とはローンなどのことですか。

委員：5年以上所有していた土地の譲渡のことです。

委員：本則となって変更はあるのですか。

事務局：地方税法が改正されたことにより、国民健康保険法施行令の一部改正になり、条例の整備をするもので、保険料算定には一切影響はございません。

委員：総合課税、申告分離課税どちらを選択したほうが有利になるのですか。

事務局：資料でお示ししたとおり、総合課税は配当控除を受けられるが損益通算ができず、分離課税なら配当控除を受けられず、損益通算できる。どちらか選択ができるということですが。

委員：計算して、有利な方を選択すればよいことがわかりましたが、保険料の課税標準額に影響はでるのですか。

事務局：賦課総額を計算する上で影響します。

委員：長期譲渡の特別控除は、土地の流動化を促すための税制上の措置なのですか。

事務局：個人の土地の有効活用を促すためかと思います。保険料算定の影響は平成28年度以降となります。

委員：旧被扶養者減免についてもう一度説明願います。

事務局：社会保険等に参加していた75歳以上の方は、後期高齢者医療制度にかわりました。たとえば、この方の扶養になっていた75歳未満の配偶者の方などは、国民健康保険に加入することになります。これまで保険料を負担する必要がなかったが国民健康保険料がかかってきます。これを、加入から2年間条例減免するものでしたが、当分の間とするため、この部分を削除しました。

委員：これは何年間続くものですか。

事務局：いままでの2年間のしほりをなくし、当分の間とご理解ください。

委員：改善されたわけですね。では、この通知はいつ届くのですか。

事務局：窓口で資格取得の手続きをした際に、事由が判明するためその折に申請書を記入いただき、保険料の通知をするときには反映した額となっています。

委員：わざわざ窓口にきて手続きがいるのですか。

事務局：資格取得のためには自動的に加入できないので来庁いただきますので、その際に手続きします。

会長：条例改正で他にご質問はありますか。

なければ、今後条例の改正が見込まれる3点についてお願いします。

委員：職を失った人の軽減については、いつになるか分からないのですか。

事務局：国の補正予算関連法案の審議に含まれる事項です。全国主管課長会議の資料にもあるように、22年4月施行の予定です。

委員：離職票など証明できるものがあればいいのですか。

事務局：現在お答えできることは、課長会議の資料にあることだけで具体的な内容は示されていない状態です。場合によっては、具体案が示されるのが4月以降になることもあり得ます。その場合でも、寒川町は4、5、6月は暫定保険料なので徴収猶予し、7月確定した後にこのしくみを適用することもできます。
しかし、確定しておりません。

委員：今の段階では情報提供として受け止めておいたほうがよいと思います。

会長：国の決定を受けて、町条例等の整備になりますのでご理解ください。

会長：他に質問がなければ、次にうつります。

委員：応能応益割合に拘わらず、7、5、2割の軽減が受けられるのは確実に決まったことですか。

事務局：これも、4月施行の予定ですがまだ法律がとおっていません。この3点につきましてはこのような方向ですということですが。

委員：では、限度額ですが、影響をうける世帯は試算でどのくらいありますか。

事務局：21年度本算定時では、医療分323世帯、支援分712世帯、介護分125世帯でした。22年度においても同程度かと思われま。

委員：医療総額が変わらないとして、限度額を上げたことによって影響が出る世帯はどのくらいですか。

事務局：これも具体的にになったのち、軽減世帯等あわせて試算するためシミュレーションしておりません。

会長：議題2についてはよろしいですね。次の議題にうつります。

3、22年度国保特別会計予算（案）をお願いします。
事務局：〈平成22年度国保特別会計予算（案）について
資料3により説明〉

医療費動向のグラフ、被保険者数の動向グラフ
当初予算構成比の円グラフ を使い説明

会長：ご質問はありますか。

委員：歳入で、地方交付税が不交付ならば、被保険者のためには、町の繰入金を増やしてもいいのではないか。その仕組みを説明してください。

事務局：委員のおっしゃるとおり、国は地方財政措置としており、町は不交付なので、恩恵は受けていません。全国一律ではありません。繰入のなかには、法定のものとその他繰入があり、町の財政になかで負担することになっているのが現実です。

会長：他にありますか。

委員：医療費の実績を見ると、増えるとは思えないが予算が増えているのは何故ですか。

事務局：厚労省の予算のたてかたと同様に、3年間の医療費の推移を見ています。それと、22年の診療報酬改定があるのでこれを考慮したものです。

委員：21年の実績を見ても、21年の予算で収まるのではないですか。

事務局：医療費動向の棒グラフを見ていただいで分かるように平均内なら良いのですが、平均を超える月もあります。超える月が多くあれば不足となります。医療費の推計は非常に難しいため、3年間の推移を見ています。

また、診療報酬改定も、全体で0.19%の増ですが、内容は個々に改定率があり、これも考慮しています。

委員：医療費は平均を超えた月や、少ない月があり、これが平均になります。医療費改定は、もろもろの要因を含んで、全体で0.19%の増です。

それ以外に要因はあるのですか。

事務局：被保険者の加入、喪失などが影響します。

人の動きがあり予算が不足したら一般会計から繰り入れしていただかなくてははいけません。予算を組んでも、これで良しというものはできないのが現状です。その中で医療費推計をの根拠としたのが、国が示す3カ年の推移と診療報酬改定です。ご理解下さい。

委員：提出された資料を見ると、本年度同額で賄えると思います。本年度と来年度の大きなちがいは町の財政的な問題だけです。

事務局：財政は厳しいですが、もし、不足となった場合には、仕組み上、保険料で充当することができず他の特財がなければ、一般会計で補填していただくことになります。

委員：予算計上額が多い少ないは別として、国保の運営の中では、急激に医療費が増えたから、次期保険料を大幅に上げるとするのは難しいので、以前は財政調整基金で対応したが、現在は残高が少なく一般会計繰入金に頼らざるをえない状況のようです。次年度への備えをすることも必要です。

委員：では、突発的に医療費が増えたときのために、慎重を期し、それに備えたということですか。

事務局：財政調整基金は、保険給付費の1%を積むということになっているが、実際には保険料の上昇抑制のために使い実行されていません。本年度は、前期高齢者交付金が増え保険料をおさえることができました。

委員：基金の積立を段階的に計画しているのですか。

事務局：積立については、事業会計が終わった時に国の調整交付金など精算してどれだけ繰越財源として出るのかで決まります。、保険料本算定、保険料率など考慮して、明確になったらお示ししたいと考えております。

委員：予測できない事もあるかと思いますが、これらを過去の実績等考慮した結果が予算になっているはずですが、これまでもそうだったと思います。今回特に考慮する点はあったのですか。

委員：被保険者の動きが重要だと思います。また、診療報酬の改定。これらの要素を考えてどうなのかと示していただけば、わかりやすいと思います。

事務局：被保険者の動向の部分で、20年4月から22年1月の動きを説明しましたが、22年度の予測もお示しすれば良かったかと思います。

事務局：被保者の推計ですが、例年なら、4月から5月にかけて、加入者が減っていますが、このところ、ほぼ同数で推移しています。これから先、派遣切りなどで国保に加入する人が増えてくると思われますので、給付ではこれを見込んで計算しています。22年度給付が上がる要因として加入者増があります。また、診療報酬改定があり、担当としても計算が難しいところです。全体として0.19の増ですが、入院、入院外、歯科、調剤と分けて計算しておりますが、給付費の5割近くを占める入院費が、0.3%増と伸び率が高く、これを加味した計算をしております。診療報酬改定は21年度にはなかったことですので、これもプラス要素になっていると思います。

事務局：22年度被保険者数の推計値は15,279人を見込んでいます。

委員：人数的にも増えることを見込んだので、医療費も実績ベースより上がるということですね。

委員：22年度保険料が減っている。人数は増えたが、保険料が減った理由は何ですか。

事務局：歳出で後期高齢者支援金が4千万減りました。歳入では前期高齢者交付金が1億9千5百万ほど増えています。これが大きなウェイトを占めています。国保の予算は先に歳出があり、国費などの歳入をひいて最後に保険料となりますので、その分安くなったと言うことです。ただし、介護分は増えています。

委員：一般会計繰入をしていることを、被保険者の皆さんによく理解してもらはなければいけない。

事務局：その他繰入していない保険者もおりますが、保険料を安く抑える方策としては多少なりともその他繰入がないとできません。多額の繰入をいただいていることは充分認識しております。

委員：本来国から交付されるべきものが、町の政策のためにカットされ、その分の保険料軽減のために一般会計から繰り入れていることを重く受け止めて欲しい。

事務局：地方単独分については、国の補助が減らされます。これを被保険者に負担させることもできません。このことはご理解いただきたい。

国へは毎年町村会を通じて要望をしています。

委員：町の施策を決める時に判断し、予算計上してもかまいません。ただ、公平性が保たれたいるのですか。

委員：ただ保険料が安くなれば良いというわけではなく、特別会計なら、当然保険料で負担すべきだが、急激な変動を抑えるために町が繰入をする。赤字になったら次年度の保険料に跳ね返るこれを抑えるために繰入をしたということならいいのでは。

委員：以前に補正し、対応したことがあり、それで残がでたものを、基金に積みたてた経緯があります。

委員：健保と国保では財政力のちがいがあがる。

また、町独自の事業のために、国の交付金を減らすことも感心できません。

ペナルティで減らされた部分を被保険者に負担させられないのは当然だと思います。

委員：保険料の限度額を低く抑えているのも問題だと思います。その議論をするべきです。

会長：他に意見はありますか。議題3についてはよろしいですね。なければ次に移ります。

4、不納欠損処分についての説明をお願いします。

事務局：〈国民健康保険料の不納欠損処分について
資料4により説明〉

委員：負担の公平性を第一に考えると、不納欠損する理由をそれぞれ明確にする。生活困窮者には、徴収猶予や徴収免除などの方法を取り、どうしても納付できないので、欠損するという方法にする。町の財政が厳しいからと職員

を減らすと言うことではなく、徴収は職員の努力が実績になるのではないか。

事務局：条例減免に該当する人はそのつど適用しています。今回はそれ以外の人で、時効がきた人の欠損となります。

委員：理由がはっきりしていれば、滞納者でも減免して良いのではないか。職員の意識のためにも単に時効がきたから欠損ではいけない。

事務局：職員を増やすのは難しく、組織のなかで担当者を増やすなどで対応したい。滞納者と話ができ、条例減免該当となればそうしますが、なかなか会うことができないのが現状です。訪問などしてできるだけ対応していきたいと思います。悪質な滞納者には毅然とした態度で対応しています。様々な手だてをつくしたのちに時効を迎えたということをご理解ください。

委員：資料の所得階層別をみると、高額の人がいるが、徴収できなかった理由はなにか。また、減免規定が周知されていない点が問題です。所得の証明等求められるなどの、厳しい条件を緩和してほしい。

事務局：減免については、条例等の規定に則り対応しています。具体的に所得を証明できるものがないと対応はできません。また、減免のPRもあるが、まず相談していただき、具体的に対応していきます。

事務局：補足ですが、減免手続きのなかでは、源泉徴収票があれば一番いいのですが、ない場合は、給与明細等から、推計し対応し、翌年度所得が判明したら、再調査をしています。実際に基準からはずれた場合には追加で納付をお願いしますと説明しております。聞き取りのなかで、相談し対応しており、むげに断ることはありません。

事務局：高額所得の人の欠損ですが、調定年度の所得となっていることから、事業の失敗等で所得が激減して払えなくなっているということです。

委員：窓口対応には職員のスキルアップが必要です。

事務局：今後も、窓口対応には、町民の立場に立った対応を心がけていきます。

委員：高額の人には所得の減少の確認がとれているのですか。

事務局：欠損するにあたっては、個人ごとに滞納者徴収簿を作成しており、収入の状況や交渉の経過を記載しており、これに基づいて行っております。

会長：議題4はよろしいですね。

ではその他についてお願いします。皆さんからは何かありますか。

ないようでしたら、案件は全て了承されました。

これで、第5回寒川町国民健康保険運営協議会を終了します。

資 料	<ol style="list-style-type: none">1 平成 21 年度国保険事業特別会計補正予算（案）について2 国民健康保険条例の一部改正（案）について3 平成 22 年度国保険事業特別会計予算（案）について4 国民健康保険料の不納欠損処分について
-----	---